

2026 年度 大学院春季入試（法律学専攻）

博士課程（前期）

専門科目 憲法 （100 点満点）

---

【合否判定の方法】

・一般 1 方式《外国語科目》《専攻科目》《面接》

提出書類、外国語科目と専攻科目の筆記試験の成績、および面接の成績を総合的に評価し、合否を判定する。

一般 2 方式《専門科目》《専攻科目》《面接》

提出書類、専門科目と専攻科目の筆記試験の成績、および面接の成績を総合的に評価し、合否を判定する。

【合否判定の基準】

法律学専攻の入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、提出書類、筆記試験の結果、および面接の結果を総合的に評価し、研究計画の妥当性および博士前期課程における研究遂行能力の有無を判断する。

1 試験日： 2026 年 2 月 13 日

2 科目： 専門科目 憲法 （100 点満点）

3 出題意図：

①について

本問は、岩沼市議会事件最高裁大法廷判決（最大判令和 2 年 11 月 25 日民集 74 卷 8 号 2229 頁）を題材として、司法権の限界（言い換えれば、司法審査が及ぶ範囲）に関する判例および学説に関する理解の程度を問うものである。また、「部分社会の法理」への理解度を問うものでもある。

②について

本問は、金沢市庁舎前広場事件最高裁判決（最三小判令和 5 年 2 月 21 日民集 77 卷 2 号 273 頁）を題材として、市庁舎管理規則に基づく使用許可制度による集会の自由に対する制約についての司法審査のあり方を問うものである。

以上